

## 届出

PRTR制度に基づき、以下の3つの要件を全て満たす事業者は、事業活動等に伴い環境に排出された対象化学物質の「排出量」及びその処理のため事業所外に移動された対象化学物質の「移動量」について、事業所ごとに都道府県等（豊田市内にあっては豊田市役所）に届出が必要です。

| 排出量                                                                 | 移動量                         |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1. 大気への排出<br>2. 公共用水域への排出<br>3. 当該事業所における土壌への排出<br>4. 当該事業所における埋立処分 | 1. 下水道への移動<br>2. 当該事業所外への移動 |

### 【要件1】 24業種（令和2年度末）

|            |             |             |            |
|------------|-------------|-------------|------------|
| ○ 金属鉱業     | ○ 原油・天然ガス鉱業 | ○ 製造業       | ○ 電気業      |
| ○ ガス業      | ○ 熱供給業      | ○ 下水道業      | ○ 鉄道業      |
| ○ 倉庫業      | ○ 石油卸売業     | ○ 鉄スクラップ卸売業 | ○ 自動車卸売業   |
| ○ 燃料小売業    | ○ 洗濯業       | ○ 写真業       | ○ 自動車整備業   |
| ○ 機械修理業    | ○ 商品検査業     | ○ 計量証明業     | ○ 一般廃棄物処理業 |
| ○ 産業廃棄物処分量 | ○ 医療業       | ○ 高等教育機関    | ○ 自然科学研究所  |

#### 【特別要件施設】

- ◎ 鉱山保安法の関連施設
- ◎ 下水道終末処理施設
- ◎ 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
- ◎ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

### 【要件2】 従業員数

- 事業者全体として常時使用される従業員の数が21人以上

### 【要件3】 年間取扱量

- ① いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上の事業所
- ② いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上の事業所
- ③ 特別要件施設を設置している事業所

## 届出期間・方法

### 【届出期間】 毎年度4月1日～6月30日

### 【届出方法】

- 算出・把握した排出量・移動量を事業所の所在地を所管する都道府県等（豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課）に届出
- ① 電子届出（推奨）
- ② 磁気ディスク届出
- ③ 書面による届出（2部提出）

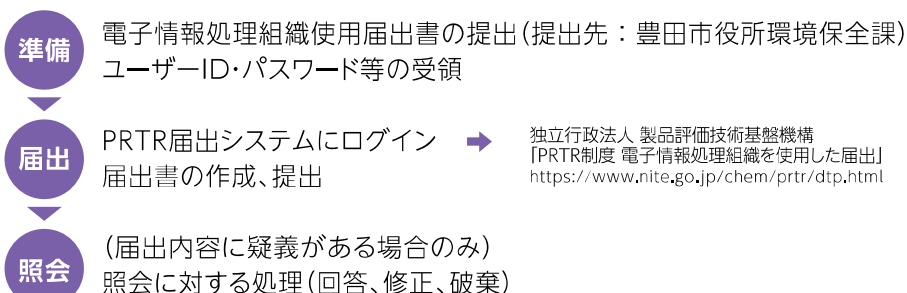
## 罰 則

虚偽の届出



20万円以下の過料処分

## 参考：電子届出の流れ



### 【電子届出の利点】

- ① 物質番号や業種番号等を簡単に入力できます。
- ② チェック機能により有効数字などの誤りを防ぐことができます。
- ③ インターネットで届出でき来庁が不要になります。

## 県条例に基づく届出

豊田市内の事業所では、化管法に基づく届出に合わせて、県条例（県民の生活環境の保全等に関する条例）に基づく届出も必要です。

### 【目的】

公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の生活を保護し、県民の生活環境を保全すること。

### 【対象事業所】

化管法の届出要件と同じ。

ただし、特別要件施設のみを有する事業所については県条例に基づく届出は不要。

### 【届出内容】

特定化学物質（化管法の第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質と同じ物質）の**取扱量**

注：化管法で届出の対象となるのは**排出量**及び**移動量**

### 届出期間・方法・届出先

【届出期間】 **毎年度4月1日～6月30日（PRTR届出と同じ）**

### 【届出方法】

- ① 書面による届出（2部提出）
- ② あいち電子申請届出システムによる提出

[https://www.shinseie-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://www.shinseie-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action)



### 【届出先】

- 豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課



## 年間取扱量の考え方

**年間取扱量 = 年間製造量 + 年間使用量**

**年間使用量 = 年間購入量 + 年度当初在庫量 - 年度末在庫量**

**年間製造量：化学反応、精製等で作り出された化学物質の量**

例 化学反応で作りに出された化学物質については、クラフトパルプ漂白時に付随して生成されるクロロホルムがあげられ、精製で作りに出された化学物質については、廃シンナー等の精製によって製造されるトルエン、キシレンがあげられます。また、六価クロム化合物を使用する過程で、三価クロムが副生されるような副生成の場合も製造としてとらえます。

**年間使用量：原材料、資材等として用いた化学物質の量**

化学物質の量 = 資材等（製品）量 × 含有率  
（燃料小売業のように貯蔵タンク等に搬入・搬出のみを行っている場合も該当します。）

## 管理書の作成・提出

県条例では、一定の化学物質取扱事業者は事業所ごとに特定化学物質等を適切に管理するために講ずる措置を定め、当該措置を記載した『特定化学物質等管理書』を作成し、提出する義務があります。

### 【要件】

県条例に基づく届出対象事業所のうち、**1事業所において従業員数が21人以上の事業者**

### 【記載内容】

- ① 方針及び管理計画
- ② 化学物質の名称
- ③ 取扱施設における管理方法
- ④ 管理組織
- ⑤ 事故の予防及び事故発生時の措置

### 届出期間等

### 【提出期間】

- 新たに該当となった場合は、該当した日から6か月以内
- 内容変更の場合は変更後速やかに

### 【提出先】

- 豊田市役所 環境保全課



## 化学物質に係る事故等の措置

(県民の生活環境の保全等に関する条例第70条、豊田市の環境を守り育てる条例第40条)

### ● 対象：化学物質を取り扱う全ての事業者

### ● 応急措置・通報

事故が発生した場合は直ちに応急措置を講じ、事故の状況を通報してください。

- 1 **対象の事故：** 化学物質を取り扱う施設の破損、故障、誤作動、操作ミスによる事故で、特定化学物質が大気中、公共用水域に排出され、又は地下浸透により人の生活環境に被害が生じる、又は生じるおそれがある場合
- 2 **通報の内容：** 発生箇所、化学物質名、発生日時、発生状況(周辺被害状況、化学物質の排出状況等)、原因等
- 3 **通報の方法：** 電話・FAX等
- 4 **通報時期：** 直ちに
- 5 **通報先：** (開庁時間) 豊田市役所 環境保全課 0565-34-6628  
(閉庁時間) 豊田市役所 警備室 0565-31-1212

### ● 届出

通報の後、豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課に、速やかに事故時の応急措置及び再発防止の措置等について届け出なければなりません。